

## 会議録

会議の名称	令和7年第2回本庄市教育委員会臨時会
開催日時	令和7年11月26日（水） 午後6時30分から 午後7時15分まで
開催場所	委員室
出席者	<p>○教育長・委員          下野戸陽子 教育長          岡崎吉宏 教育長職務代理者          落合崇志 委員          今井邦枝 委員</p> <p>○教育長・委員以外の出席者          笠原栄作 教育委員会事務局長          武政和也 教育委員会事務局参事          片貝英幸 教育総務課長          西田真吾 学校教育課長          小川知子 文化財保護課長          櫻井友晴 学校教育課長補佐          市川宝生 学校教育課長補佐          島野真吾 教育総務課長補佐（事務局）</p>
次第	<p>令和7年第2回本庄市教育委員会臨時会 議事日程          令和7年11月26日（水）          午後6時30分開議 委員室</p> <p>1. 開会          2. 前回会議録の承認          3. 会議議事録署名人の指名          4. 議事</p> <p>(1) 本庄市学校給食申込手続等に関する規則の一部を改正する規則          (議案第67号)          (2) 本庄市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則          (議案第68号)          (3) 本庄市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令          (議案第69号)          (4) 臨時代理の承認を求めるについて（議案第70号）          (5) 本庄市教育委員会所管職員の処分について（議案第71号）          (6) 本庄市教育委員会所管職員の人事異動について（議案第72号）</p>

	<p>5. 教育長の報告</p> <p>6. その他</p> <p>7. 閉会</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和7年第2回本庄市教育委員会臨時会議案」</li> <li>・「令和7年第2回本庄市教育委員会臨時会議案関係資料」</li> <li>・「議案第68号 別紙 本庄市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表」</li> <li>・「議案第69号 別紙 本庄市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令新旧対照表」</li> <li>・「教育長の報告」</li> <li>・「統合準備委員会だよりの発行について」</li> </ul>
主管課	教育総務課

会議の経過	
教育長	<p>ただいまから、令和7年第2回本庄市教育委員会臨時会を開会いたします。</p> <p>本日は、清水委員より欠席届が提出されておりますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして進めてまいります。</p> <p>まず、前回会議録の承認をお願いします。</p>
事務局	<p>前回開催されました定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様に配付させていただき、ご確認いただいております。特に異議等は、ございませんでしたので、承認されております。</p>
教育長	<p>続きまして、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。</p> <p>本日は、落合委員にお願いいたします。</p> <p>次に、議事日程4の「議事」へ入ります。</p> <p>本日の付議事件は、お手元に配付しましたとおり、議案6件でございますが、議案第71号、第72号につきましては、人事に関する事件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開としたいと思います。これに、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	異議なし
教育長	<p>異議がありませんので、議案第71号、第72号の審議については、非公開といたします。</p> <p>なお、非公開議案の審議につきましては、議事の進行上、議事日程6の「その他」が終了した後に、非公開会議として、審議を進めたいと思います。</p> <p>それでは、議案第67号について、事務局から説明を求めます。</p>
片貝教育総務課長	議案第67号、「本庄市学校給食申込手続等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。あわせまして、議案関係資料1ページをご覧ください。

はじめに、提案理由についてご説明いたします。

本議案は、本庄市学校給食申込手続等に関する規則について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

次に議案内容についてご説明いたします。

本庄市学校給食申込手續等に関する規則（平成24年本庄市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

詳しくは議案関係資料でご説明させていただきます。議案関係資料の4ページをご覧ください。

まず、様式第1号「学校給食申込書」ですが、後半の注意事項の中で、2つの事項、「・口座振替手続のため、別紙「給食費等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、在籍する学校に提出してください。」これを削除いたします。

これは、埼玉ひびきの農業協同組合の口座振替サービスの終了により、代替サービスに切り替わったことに伴い、口座振替手続きに必要な口座振替依頼書の名称が「給食費等口座振替依頼書」から「貯金口座振替依頼書」に変更になったことと、「貯金口座振替依頼書」の提出先が学校から直接埼玉ひびきの農業協同組合への提出に変更になったためでございます。

続きまして、同じく様式第1号、中ほどに戻りまして、本文の一行目、「年度から」を削除いたします。これは、申込書右上に提出年月日が記載されていれば、給食開始年度は確認できるため削除するものでございます。

続きまして、同じく様式第1号、本文の三行目、「(年額 円)」を削除いたします。学校から別途通知される給食費及び学年費等の集金に関する通知に記載されており、当該申込書に記載されていなくても問題ないため削除するものでございます。

次に、議案関係資料4ページ、様式第1号「学校給食申込書」、5ページ、様式第2号「弁当持参届」、6ページ、様式第3号「学校給食停止・再開届」に共通の「児童生徒・教職員等」の記入欄の一部を削除するものでございます。

まず、「性別」欄を削除いたします。これは、学校教育課指導主事及び学校事務に確認し、不要と判断されたため削除するものでございます。

続きまして、「生年月日」欄の記入欄の「生」を削除いたします。これは、欄の名称が「生年月日」となっているため、記入欄の「年月日生」の「生」を削除するものでございます。

最後に文言整理としまして、議案関係資料4ページ、様式第1号「学校給食申込書」、後半の注意事項の中で、最後の事項の2行目「在籍し、又は勤務

	する学校」を「在籍又は勤務する学校」に改正するものでございます。 説明は以上でございます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑ございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第67号については、原案のとおり承認することで、ご異議ありませんか。
教 育 委 員	異議なし
教 育 長	異議がありませんので、議案第67号「本庄市学校給食申込手続等に関する規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第68号について、事務局から説明を求めます。
西田学校教育課長	<p>議案第68号「本庄市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。議案書5ページをお願いいたします。あわせまして議案関係資料7ページをご覧ください。</p> <p>まず、提案理由からご説明いたします。</p> <p>本議案は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>それでは、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>具体的な改正部分でございますが、第21条第1項中の「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第2項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第6条」を「条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」が付け加えられております。</p> <p>詳しくは別紙「本庄市立小・中学校管理規則新旧対照表」をご覧ください。左側が改正後、右側が改正前となっております。</p> <p>なお、本議案の承認をもちまして、市内小中学校の勤務時間を弾力的に振り分けることができる制度、いわゆる「フレックスタイム制」を運用できることとなります。</p> <p>このフレックスタイム制は、校長が校務の正常な運営を妨げないと認める場合、学校職員の事前の申請を受け、1週間単位から2週間単位、最大4週間の単位で、その総時間を調整するものとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑ございませんか。
教 育 委 員	質疑なし

教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第68号については、原案のとおり承認することで、ご異議ありませんか。
教 育 委 員	意義なし
教 育 長	異議がありませんので、議案第68号「本庄市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第69号について、事務局から説明を求めます。
西田学校教育課長	<p>議案第69号「本庄市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令」についてご説明いたします。議案書6ページをお願いいたします。あわせまして議案関係資料22ページをご覧ください。</p> <p>まず、提案理由からご説明いたします。</p> <p>本議案は、埼玉県立学校職員服務規程の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>具体的な改正部分でございますが、第10条第4項第1号中「週休日」の次に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」が付け加えられております。</p> <p>詳しくは別紙「本庄市立小・中学校職員服務規程新旧対照表」をご覧ください。左側が改正後、右側が改正前となっております。</p> <p>この改正につきましては、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に「勤務を割り振らない日」を設定可能なるフレックスタイム制の導入に伴う改正となっております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑ございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第69号については、原案のとおり承認することで、ご異議ありませんか。
教 育 委 員	意義なし
教 育 長	異議がありませんので、議案第69号「本庄市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第70号について、事務局から説明を求めます。
笠原事務局長	<p>議案第70号「臨時代理の承認を求めるについて」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書7ページ、8ページをお願いいたします。あわせまして議案関係資料35ページから39ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、議案書7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第70号 臨時代理の承認を求めるについてご説明いたします。</p> <p>本庄市職員定数条例の一部を改正する条例について、本庄市教育委員会事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、臨時に代理したので同</p>

	<p>条例第2項の規定により、これを報告して承認を求めるものでございます。</p> <p>議案書8ページ、報告をお願いいたします。</p> <p>本庄市職員定数条例（平成18年本庄市条例第28号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1号中「475人」を「495人」に改め、同条第3号中「93人」を「73人」に改める。</p> <p>第4条に次の1項を加える。</p> <p>3 第1項に掲げる職員のほか、併任を命ぜられた職員の当該併任に係る職について、定数から除外することができる。</p> <p>内容につきましては、第2条の改正は、職員の定数について、各部局の職員配置状況を考慮し、第1号「市長の事務部局の職員」を「475人」から「495人」に、第3号「教育委員会の事務部局の職員」を「93人」から「73人」に改めるものです。なお、教育委員会事務局は令和7年度、併任辞令を含め、69人が配置されております。</p> <p>第4条第1項につきましては、併任職員を定数から除外することができる旨の規定の追加でございます。教育委員会事務局では、学校教育課児玉教育係に2人併任職員が配置されておりますが、当該併任職員は市長部局の市民生活部支所総務課の職員が併任しているため、職員定数から除外することができることとするものです。</p> <p>附則でございますが、施行期日を規定するもので、公布の日から施行するとしております。</p> <p>この条例は、総務部が所管するものでございますが、内容の一部に教育委員会が含まれており、市長から意見を求められたものでございます。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ご承認の程、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑ございませんか。
岡 崎 委 員	93人を73人に改めるということですが、現状73人で不足がないとのことですが、これだけ減らされて今後、問題はないのでしょうか。
笠原事務局長	<p>教育委員会の職員数ですが、併任ならびに育児休業中の者を含めて69人。併任2人、育児休業中の2人を除きますと65人が配置されております。</p> <p>73人に改めましても、まだ余裕がある状況でございます。市長部局は475人から495人に改めるわけですが、事務が増加してきている中、定数に余裕がない状況でございます。</p> <p>市全体の定数を見直す中で、今回の定数条例の一部改正を行うものでございます。</p>
落 合 委 員	今までのサービスはきちんと担保された上で定数の見直しを行うということよろしいでしょうか。
笠原事務局	今年度65人で業務を行っておりますので、条例上の定数が93人から7

長	3人に改めることによる影響はございません。
教 育 長	他に何か、ございませんか。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第70号については、原案のとおり承認することで、ご異議ありませんか。
教 育 委 員	意義なし
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第70号「臨時代理の承認を求めるについて」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議事日程5「教育長の報告」へ移ります。「行動記録」をご覧ください。</p> <p>11月6日の定例会以降の行動記録について、別紙のとおり報告させていただきます。</p> <p>主だったところについて説明させていただきます。</p> <p>7日、日高市高萩公民館にて都市教育長協議会の第3回定例協議会がありました。研修として、株式会社サイボクの代表取締役会長 笹崎静雄様より「人生百年・不滅の法則」と題したご講演をいただきました。エネルギーなお話をでした。</p> <p>10日、本庄東中学区小学校統合準備委員会を開催しました。いよいよ統合に向けた準備が始まりました。</p> <p>17日、台南市より西門実験小学校の児童や先生方を迎えた交流事業を行いました。給食センターでの見学と本庄南小学校での交流体験を見学しました。お互いに深い交流ができたと思います。夕方からの歓迎会にご参加いただいた委員の皆様にも大変お世話になりました。</p> <p>同日午後には、秩父地方庁舎にて北部地区教育長会議がありました。県からの情報提供がありました。</p> <p>19日は、本庄市研究委嘱発表会がありました。「学力向上」を児玉小、「人権教育」を中央小、「体力向上」を本庄西中にそれぞれ2年間委嘱し、その研究成果を発表していただきました。市内全部の教員が参加し、学びを深めました。</p> <p>21日に、第2回埼玉県市町村教育委員会教育長研究協議会がありました。県教委からの情報提供等がありました。</p> <p>22日、本庄市市制施行20周年記念式典が行われました。たくさんの方々にご参加いただき、盛大に行うことができました。</p> <p>本日26日より、第4回定例会が始まりました。</p> <p>行動記録については以上です。</p> <p>次に、議事日程6のその他へ移ります。事務局から何かありますか。</p>
片貝教育総務課長	<p>教育総務課から3件、ご報告がございます。</p> <p>1件目は、過日実施した台南市西門実験小学校の本市訪問に伴う交流事業についてでございます。児童30人、教員6人の訪問団でした。</p> <p>日程としまして、11月17日（月）は、午前中に本庄上里学校給食セン</p>

	<p>タ一視察、本庄南小での授業や給食等による子どもたちとの交流、午後は児玉公民館で「共鳴する魂 塙保己一伝」の上映会、塙保己一記念館見学、マリーゴールドの丘見学を実施し、最後にグローバルソフトウェア本庄文化ホール2階の多目的室で歓迎会を開催しました。</p> <p>18日（火）は、午前中にクリクラ工場見学、午後は本庄早稲田の杜ミュージアム見学、早稲田大学本庄高等学院で台湾留学生から学校生活の紹介や学院長による小学生向けの理科の授業を実施し、無事に本市での日程を終了しました。</p> <p>この場をお借りして、委員の皆様を始め、ご協力をいただきました関係各位の皆様方に感謝申し上げます。</p> <p>2件目は、次回、第12回定例会の日程でございます。</p> <p>第12回定例会は、12月23日（火）午後2時30分から、市役所委員室で開催いたします。</p> <p>3件目は、令和8年第1回の定例会の日程でございます。</p> <p>令和8年第1回の定例会は、1月22日（木）午後2時30分から、市役所委員室で開催いたします。</p> <p>どうぞ、よろしくお願ひいたします。</p> <p>教育総務課は以上です。</p>
西田学校教育課長	<p>学校教育課から、学校統合に向けて本庄東中学校区統合準備委員会が発行する「統合準備委員会だより」について、ご報告いたします。</p> <p>右上に、学校教育課とあります資料をお願いいたします。</p> <p>令和13年度に統合を予定している「本庄東中学校区」の3小学校の統合に向けて様々な事項を協議するため、令和7年11月10日に「第1回本庄東中学校区小学校統合準備委員会」を開催いたしました。</p> <p>初回の委員会では、(1)統合準備委員会の設置経緯と役割、(2)専門部会の設置と部会員の推薦、(3)会議の進め方と今後の予定について協議を行いました。</p> <p>今後、専門部会を設置し、学校の名称・校章・校歌や学校行事、通学体制、PTA組織などの事項を協議して参りますが、協議の進捗状況や決定した事項について、3小学校区の保護者や地域の皆さんに向け広くお知らせするため、別紙のとおり「統合準備委員会だより」を発行いたします。</p> <p>今回の掲載内容は、①3小学校の基本的事項としまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合する年度を令和13年4月に予定すること</li> <li>・統合する場所は、現在の本庄東小学校の施設を使用すること</li> <li>・対等な関係による新たな学校の設置すること</li> <li>・通学用バスの導入することの4点と、</li> </ul> <p>②統合準備委員会の設置と委員構成についてとなります。</p> <p>周知につきましては、広報ほんじょう1月1日号にあわせて自治会回覧</p>

	<p>と市ホームページの更新をする予定であります。</p> <p>また、統合準備委員会及び専門部会の開催、会議資料や会議録は、市ホームページで隨時お知らせをいたします。</p> <p>添付の「統合準備委員会だより」につきましては、現時点の内容となりますことから、今後修正等がございましたらご報告いたします。</p> <p>本件は、市議会に情報提供します。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
教 育 長	ただいまの説明について、何か質問はございますでしょうか。
岡 崎 委 員	第1回統合準備委員会はどのような雰囲気でしたでしょうか。
西田学校教育課長	今回の内容につきましては今後の統合準備にかかる予定および協議する内容の説明、専門部会の内容の説明、また、委員の推薦等に関するございましたので特に大きく協議する内容というのではありませんでしたので、特に大きな混乱があったということはありませんでした。
教 育 長	他に何か、ございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	<p>それでは、先ほど、教育総務課長から説明がありましたが、12月定例会及び令和8年1月定例会の日程を改めて確認いたします。</p> <p>令和7年第12回定例会を12月23日（火）午後2時30分から、場所は市役所委員室で、令和8年第1回定例会を1月22日（木）午後2時30分から、同じく市役所委員室で開催いたします。</p> <p>皆さまご都合は宜しいでしょうか。</p>
教 育 委 員	異議なし
教 育 長	<p>これで、公開での会議を終了します。</p> <p>これより、非公開で議事を進めます。</p>
	<p>[ 非公開 ]</p> <p>議案第71号 本庄市教育委員会所管職員の処分について《承認》</p> <p>議案第72号 本庄市教育委員会所管職員の人事異動について《承認》</p>
教 育 長	以上で令和7年第2回本庄市教育委員会臨時会を閉会いたします。

以上のとおり、会議次第を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

本庄市教育委員会教育長

下野戸 陽子

本庄市教育委員会委員

落合 審志

書 記

鳥野 真吾